

岩手県医療局管理規程第3号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月26日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(時間外勤務) 第27条 [略]	(時間外勤務) 第27条 [略] <u>2 前項に規定するもののほか、同項の規定により労働時間を延長し、又は週休日に勤務をさせることができる時間数その他の同項の規定による労働時間の延長又は週休日の勤務に關し必要な事項は、医療局長が別に定める。</u>
(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等) 第37条 [略] 2～4 [略]	(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等) 第37条 [略] 2～4 [略] <u>5 所属長は、第32条第1項の規定により付与された職員の年次休暇の日数が10日以上である場合には、当該職員の有する年次休暇のうち医療局長が別に定める日数について、労働基準法第39条第7項の規定により時季を定めるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日の前日において医療局企業職員就業規則第1条に規定する職員である者に係る年次休暇については、この規程の施行の日後最初に医療局企業職員就業規則第32条第1項の規定により年次休暇が付与される日の前日までの間は、この規程による改正後の医療局企業職員就業規則第37条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。